

令和5年11月30日
事務連絡

各地方厚生（支）局及び都道府県 福祉系大学等、
社会福祉士学校及び社会福祉士養成施設所管課
各関係団体

御中

「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン」について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉基盤課福祉人材確保対策室

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会）において、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れ、先進的な取組を行っている地域の実習施設での実習や卒業後のUターン就職を見据えた出身地（地元）の実習施設での実習など、現在通っている学校（養成校）から遠方の地域の実習施設で実習を行う場合について、対面による実習指導と同等に行えるICT等を活用した指導も可能と考えられることから、実習指導の方法を見直し、様々な地域の実習施設で実習が可能となるよう検討を行う必要があるとされたことを受け、令和4年度社会福祉推進事業「平常時の社会福祉士養成課程におけるICT活用方法の検証に関する調査研究事業」（日本ソーシャルワーク教育学校連盟）を実施した。

これを踏まえ、現在通っている養成校から遠方の実習施設で実習を行う場合のオンラインによる実習指導に関するガイドラインを策定したので、遠方の実習施設で実習を行う場合にオンラインによる実習指導を行う際にはこれを参照されたい。

ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン

1. 全般的事項

養成校（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目を行う大学等、第7条第2号及び第3号の規定に基づく社会福祉士学校及び社会福祉士養成施設、以下「養成校」という。）におけるソーシャルワーク実習・実習指導（以下、実習・実習指導）においてweb会議システム・電子メール・クラウドストレージ・実習記録管理システム等のICTを活用する際、次の点に留意すること。

- (1) 養成校は、自校並びに実習施設・実習生が実習・実習指導に必要なインターネット環境を整備・確保していることを確認すること。なお、インターネット環境として必要な事項は以下の通りである。
 - ア 使用する情報端末（PC・タブレット等）が、安定的・継続的にインターネットへ接続できること。
 - イ web会議システムを利用する場合、画像や音声によるコミュニケーションが円滑に実施できること。
 - ウ 実習・実習指導に必要な書類・文書等の共有について、情報セキュリティが十分に確保された方法（メール添付ファイルのパスワードロックやクラウドストレージ、実習記録管理システム等）を利用できること。
- (2) 養成校は、実習・実習指導におけるICT活用の目的・内容・方法等（技術的サポートを含む）に関する基本方針（以下、基本方針）を定めること。その際、障がい等を理由とした個別的な配慮を要する学生のアクセシビリティの確保に関する事項を含めること。また、それらの内容について実習教育に関わる教職員間で理解の共通化を図るとともに、教職員に必要なリテラシーを確保すること。
- (3) 養成校は、実習施設に対し実習・実習指導におけるICT活用の目的・内容・方法・設備や機材など環境整備等（技術的サポートを含む）について実習開始前に説明し、実習施設との間で合意された内容・範囲を明確にすること。
- (4) 養成校は実習生に対し実習・実習指導におけるICT活用の目的・内容・方法等について必要な事前指導を行うとともに、必要なリテラシー教育（データ管理・情報セキュリティ・運用方法等含む）を適切かつ十分に行うこと。
- (5) 養成校は、実習・実習指導におけるICT活用が基本方針に基づき適切に行われているか継続的に確認・評価を行い、必要に応じて修正・改善を図ること。

2. 巡回指導・帰校日指導

巡回指導・帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、学生の希望に基づき、社会福祉士の地域貢献や地方創生を視野に入れた中山間地域や離島といった人材の確保・育成が困難な地域や先進的な取組を行っている地域の実習施設、又は卒業後のUターン就職を見据えた出身地（実習生の地元）の実習施設など、現在通っている学校（養成校）から遠方の実習施設において実習を行う場合は、対面による巡回指導や帰校日指導に代えて教員が学生等のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導（以下「オンラインによる実習指導」という。）を行うことも可能と考

える。ただし、オンラインによる実習指導を行う場合においては、次の点に留意すること。

- (1) 巡回指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合にあっては、実習担当教員及び実習指導者並びに実習生の三者（以下「実習関係三者」という。）、帰校日指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合にあっては実習担当教員及び実習生が声や表情等を相互に確認できる環境で指導を行うこと。
- (2) 実習担当教員は、実習生の健康状態や実習の遂行状況および実習記録等について、十分に確認・把握した上で必要な助言・指導を行うこと。
- (3) 実習担当教員は、実習指導者または実習生から対面による指導について要請があった場合、その理由・状況等を勘案した上で適切に対応すること。
- (4) 実習担当教員は、実習指導者がオンラインによる実習指導に不安を感じることがないように十分な配慮を行うこと。
- (5) 実習担当教員は、実習生が実習担当教員から個別指導を受けることができる場所・空間等の環境を確保するよう努めること。
 - ア 実習施設においては、実習生の発言が実習指導者を含む実習施設の職員等に聞かれることなく指導を受ける環境が整えられるよう実習指導者へ依頼し理解を得ること。
ただし、それが困難な場合は、別途、指導の機会を確保すること。
 - イ 実習生の自宅等においては、実習生の発言が他の実習生や家族などの第三者に聞かれる心配がない環境で指導を受けることができる環境を確保するよう実習生に対し適切に指導すること。

3. 実習記録

実習記録の作成・保管・共有・指導等にICTを活用する際、次の点に留意すること。

- (1) 養成校は、社会におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展を踏まえ、実習記録の電子化を推進することについて、実習施設の理解と協力が得られるよう努めること。
- (2) 養成校は、巡回指導・帰校日指導に代えてオンラインによる実習指導を行う場合、実習記録を電子化した上で、実習関係三者の間で実習記録を共有・指導できる体制を構築すること。
- (3) 養成校は、実習記録の電子化を推進するにあたっては、統一的なシステム（様式・運用方法等を含む）を構築し、その内容について実習施設へ実習開始前に説明し同意を得ること。なお、実習施設のICT活用に必要な環境整備や実習指導体制など個別の事情がある場合は、養成校は実習施設との合意が可能な内容・範囲で適切に対応すること。
- (4) 養成校は、実習記録の作成・保管・共有等にあたって十分な情報セキュリティを確保すること。

4. その他

養成校は、実習施設との事前・事後の打ち合わせや実習報告会などでICTを活用する場合においても、上記の内容を踏まえて適切に対応すること。